

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜）	所 属 名	T E L	発表者名 （担当者課）	その他の配布先
4／5 （金）	義務教育課 初等・中学校教育班 特別支援教育課 教育推進班 高校教育課 生徒指導班	(078)362-3772 （内線）5719 (078)362-3774 （内線）5726 (078)362-3778 （内線）5742	村田 かおり （山下 昌裕） 小俵 千智 （秋田 大輔） 西田 利也 （富永 和典）	

文化庁活動の在り方に関する方針の策定について

1 策定の趣旨

平成30年12月に文化庁から、「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたこと等を踏まえ、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、本県の「文化庁活動の在り方に関する方針」を策定する。

2 方針の内容

(1) 策定の考え方

- ① 文化庁ガイドラインに準拠した内容とする。
- ② 「いきいき運動部活動（4訂版）」の柱立てに準ずる。

(2) 方針のポイント

- ① 生徒にとって望ましい文化庁活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化庁活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われ、地域や学校、分野、活動目的に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ② 部活動の一部には長時間の活動を行ってきた状況もあり、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
- ③ 学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、外部指導者や社会教育施設、文化施設、各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。
- ④ 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施する。

(3) 主な内容

- ① ゆとりある生活の確保
- ② 指導の充実
- ③ 楽しく安全な文化庁活動
- ④ 開かれた文化庁活動
- ⑤ 持続可能な文化庁活動にむけて

3 策定の経緯

- 平成 30 年 3 月 スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定
※文化部活動は、運動部活動ガイドラインに準じる
- 平成 30 年 9 月 県教委「いきいき運動部活動」（4 訂版）策定
※本県の「運動部活動の在り方に関する方針」として、「いきいき運動部活動」を改訂
- 平成 30 年 12 月 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定
- 平成 31 年 1 月 県教委 文化庁策定のガイドラインを県立学校、市町組合教委に周知

4 今後の予定

- 平成 31 年 4 月 県教委「文化部活動の在り方に関する方針」策定・通知
- ↓
- 市町組合教委「設置する学校に係る文化部活動の方針」策定
- 校長「学校の文化部活動に係る活動方針」策定

文化部活動の在り方に関する方針（概要版）

中学校、高等学校における持続可能な文化部活動を目指し、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、本県の「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

I ゆとりある生活の確保 ～適切な休養日等の設定、学校単位で参加する大会等の見直し～

- 1 成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を設定する。

○ノ一活デーの取組

- ・学期中は週当たり2日以上休養日を設定
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)
- ・長期休業中も学期中に準じる
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

- 2 学校単位で参加する大会や合宿等については、教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮し、精査の上で参加する。

II 指導の充実 ～合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組～

- 1 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 2 顧問は、過度の練習は負担を与え様々な活動に参加する機会を奪うこと、能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うこと、コミュニケーションの充実を図り、生徒のバーンアウトを防止し、それぞれの目標を達成させることを理解し、合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、短時間で効果が得られるよう指導する。

III 楽しく安全な文化部活動 ～生徒のニーズを踏まえた環境の整備～

- 1 けがや事故を防ぐために、生徒の健康管理と用具・活動場所の安全点検及び活動における安全管理を徹底し、重大事故発生時には適切な対処を確実に実践する。

IV 開かれた文化部活動 ～適切な運営のための体制整備～

- 1 文化部顧問や教職員が複数で見守る体制の整備や、各文化部顧問の情報交換を行い、文化部活動の活性化を図る学校のサポート体制を整備する。
- 2 生徒の多様なニーズを把握し、活動内容や実施形態の工夫、複数校による合同実施、地域の指導者の活用、地域の芸術文化関係団体等との交流等、学校・家庭・地域が連携を図る。
- 3 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部を設置する。

V 持続可能な文化部活動にむけて ～役割分担と抜本的改革の推進～

- 1 県教委は、県立学校への支援、各市町組合教委への助言や指導を実施し、大会等が生徒や顧問の過度の負担とならないよう関係団体へ要請する。
- 2 市町組合教委は、生徒の活動環境を充実させるよう環境を整備し、学校の取組に応じ、支援及び指導・是正する。

県立学校は本方針を参考に「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。また、市町組合教育委員会は本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定し、市町組合立学校はそれに則り「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部活動の在り方に関する方針

兵庫県教育委員会

平成31年3月

目次

文化部活動について	1
策定の経緯	1
I ゆとりある生活の確保 ～適切な休養日等の設定、学校単位で参加する大会等の見直し～	2
II 指導の充実 ～合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組～	3
III 楽しく安全な文化部活動 ～生徒のニーズを踏まえた環境の整備～	6
IV 開かれた文化部活動 ～適切な運営のための体制整備～	8
V 持続可能な文化部活動にむけて ～役割分担と抜本的改革の推進～	10
参考資料	11

文化部活動について

学校の文化部活動は、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部の責任者（以下「文化部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国の文化及び科学等の振興を大きく支えてきました。

文化部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

- ◇ 異年齢との交流の場
- ◇ 生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築
- ◇ 生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める
- ◇ 部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解

中学校学習指導要領（平成29年3月）高等学校学習指導要領（平成30年3月）（抜粋）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

しかし一方で、部活動の一部には、活動時間が長いものもあり、生徒の自主的、自発的な参加となるような工夫や、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する必要があります。さらに近年では少子化による部員数や顧問数の減少、教職員の働き方改革の一環から顧問教員の超過勤務の増大等が問題になっており、持続可能な文化部活動の在り方が問われています。

策定の経緯

本県では望ましい運動部活動の在り方を示すため、「いきいき運動部活動」を作成し、その推進を図っており、文化部活動もこれに準じていました。

このたび、平成30年12月に文化庁から、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）が示されたことや上記の問題点を踏まえ、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、新たに本県の「文化部活動の在り方に関する方針」を策定します。

中学校・高等学校においては、本方針に則り、関係団体等との連携の上、持続可能な文化部活動を目指して、速やかに取り組むこととします。

なお、小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む）段階においても、学校教育の一環として行われる活動については、児童の発達の段階や教職員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要があります。

I ゆとりある生活の確保 ～適切な休養日等の設定、学校単位で参加する大会等の見直し～

文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により行事や催し等に参加することや、運動部の応援として試合に同行することなどにより、活動時間が長時間となる、また、休養日がとりづらい場合があります。

文化部活動は多様で、一律にその活動内容を評価することは難しいですが、長時間の活動は、精神的・体力的に負担が大きく、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があります。生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めなければなりません。

また、学齢期の子どもたちには、幅広い体験の機会が充実することや家族や友人等との関わりの中で「生きる力」を培うことが望まれることから、部活動に過度に傾注することは、このような体験の妨げになるおそれがあります。

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

1 適切な休養日等の設定

<ノ一部活デーの取組>

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

- (1) 高等学校においては、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により行事や催し等に参加することや、運動部の応援として試合に同行することなどにより、活動時間が長時間となる、また、休養日がとりづらい場合等やむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断の下、活動日を設定することができます。

その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とします。

また、大会等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週間以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、休業日は休業日に休養日を設定することとします。

なお、これらのいずれの場合にあっても週当たりの活動時間は、16時間を超えないこととします。

- (2) 長期休業中等を利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保することとします。

2 学校単位で参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会や合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担とならないことを考慮し精査の上、参加することとします。

II 指導の充実 ～合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組～

個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという文化部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を実施することが重要です。

1 文化部活動の実施に当たっての指導

校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たって、以下のことを徹底します。

- ① 生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- ② 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
- ③ 体罰・ハラスメントの根絶

文化部顧問は専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、適切な指導を行います。

2 適切な指導の実施

文化部顧問は、以下のことを理解し、各分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

- ① 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと
- ② 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うこと
- ③ 自己のペースで作品を完成するなど、創作活動の特殊性にも配慮すること
- ④ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成させること

〔指導方法の基本〕

- ① 説明（言葉で教示）
- ② 手本（動き等を観察させてイメージ化）
- ③ 試行（繰り返して練習）
- ④ 評価（「もう少しこうすればさらに良くなる」（肯定的評価））

〔求められている指導〕

☆ 生徒の自主性、個性を尊重した指導

- 芸術文化等の活動の楽しさを実感させる
- 仲間との交流を充実させる
- わかる喜びを体験させる（新しい発見）
- できる喜びを体験させる（成就感）

☆ 対話を重視した指導

- ポイント（動き等のコツ）を的確に言葉で教える
- 激励、賞賛を欠かさない

このような時に、このような指導者に体罰は発生しやすい！

このような時に

- ① 指示した活動ができなかった時
- ② 生徒の活動がダラダラしていると感じた時
- ③ 普段の生活指導で部員が従わない時
- ④ 大会等で結果が出なかった時

指導者が感情的になった時

このような指導者

- ① 体罰による強制と服従で優れた生徒が育成できると信じている
- ② 指導には体罰が必要と考えている
- ③ 指導での「愛の鞭」は許されると考えている
- ④ 士気を高め、良い活動を引き出し、強い精神力を身に付けるには、体罰が必要であると考えている

体罰が必要だと誤認している指導者

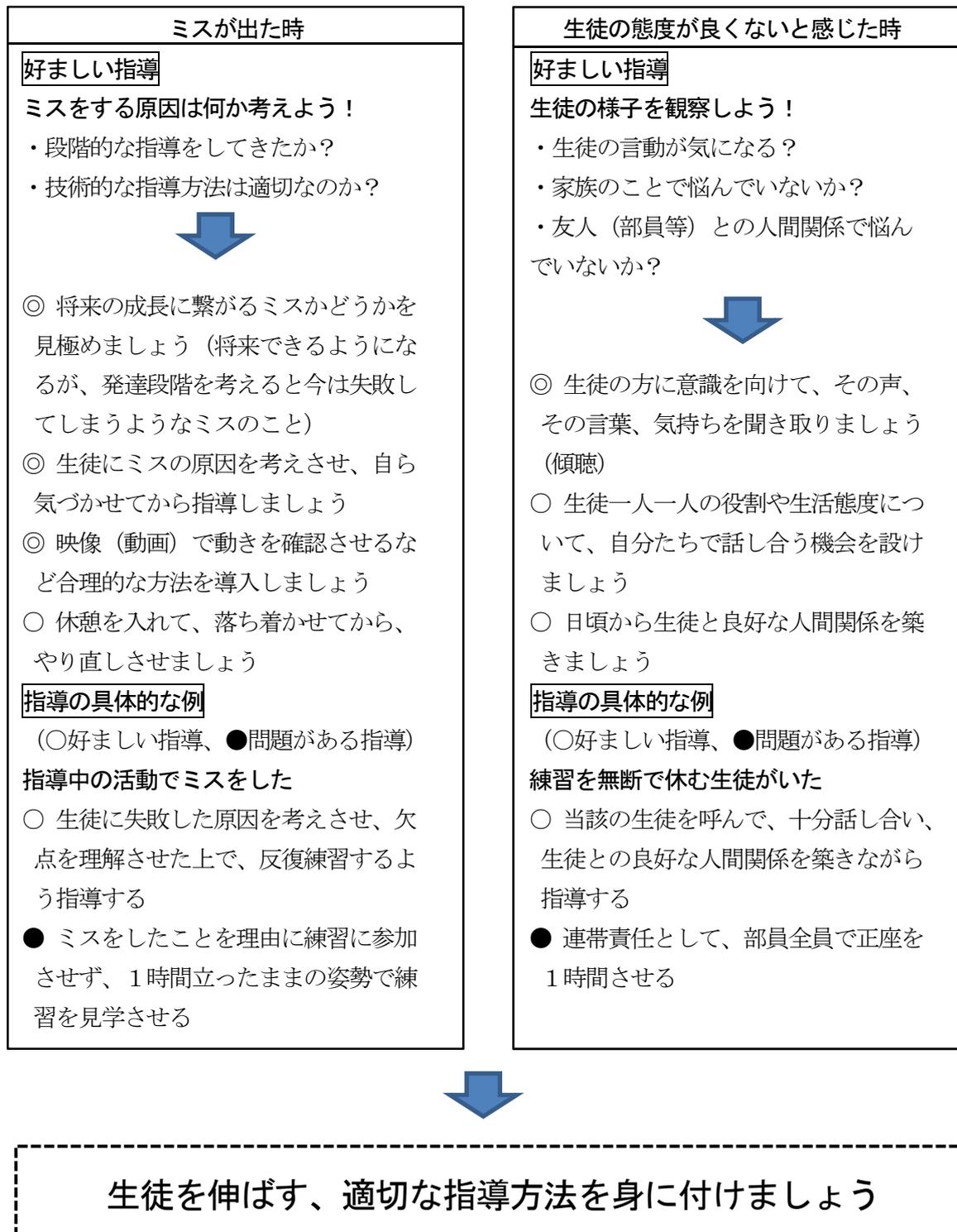
また、顧問は指導者として生徒がいきいきと文化部活動に取り組めるような指導になっているか自分自身で確認することも大切です。

【指導チェックリスト】

※チェックがついた項目があれば、指導を再確認し、自己の姿勢を見直しましょう。

- 良い結果を残すことが全てである。そのためには、長時間の厳しい練習が必要である。
- 自分は指導力に自信があるので、他の指導者や保護者の意見を聞く必要はない。
- 期待している生徒を指導することが多く、他の生徒は放っておいてもかまわない。
- 良い結果を出すためには、休養日は必要ない。
- 言葉遣いには気をつけていても、いざ厳しい場面となると人格を傷つけるような言い方をしてしまう。
- 生徒の努力を評価できず、生徒のミスや欠点ばかり気になり、いつも生徒を怒ってしまう。
- 異性の生徒を個別指導する時に、安易に容姿のことを話題にしたり、体を触るなどセクハラまがいの言動をとっている。
- 生徒には高い技能等だけを身に付けさせるだけでよい。
- 文化部活動に関わる会計を一人の顧問だけで行っている。

3 生徒を伸ばす指導〔適切な指導を〕



社会通念等に基づいた健康管理、安全確保の点から認めがたい練習や、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課するような練習を強制的にさせることは体罰です。

Ⅲ 楽しく安全な文化部活動 ～生徒のニーズを踏まえた環境の整備～

けがや事故を防ぐためには、生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身につけさせ、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れるようにすることが大切です。

特に、定期考査や学校行事（体育的活動等）、長期オフシーズンの直後は、熱中症をはじめ事故発生の危険性が高まることから、個々の体調に十分配慮し、無理のない練習内容とすることが重要です。

1 生徒の健康管理

文化部顧問は、文化部活動の練習（大会等）前後に個々の生徒の健康観察を行うとともに、練習（大会等）中も生徒の動きや顔色などにより健康状態を把握し、状況に応じて練習内容の変更や大会等への出場を見合わせ休養を取らせるなど柔軟な指導を行います。

2 用具・活動場所の安全点検及び活動における安全管理の徹底

予測される危険性の事前確認や用具・活動場所等の安全点検を徹底します。特に新入生については、経験が少なく用具等の扱いや活動内容についても不慣れなことから、安全に十分配慮した指導を行います。

また、重大な事故に繋がる恐れがある場合は活動の特性を十分に考慮し、事故防止に向けた安全管理を徹底します。

3 重大事故発生時の対処

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアル（フロー図）を職員室や活動場所等の教職員がすぐに確認できる場所に掲示します。また、心肺蘇生法、AEDの使用等の応急処置についても、全ての教職員が熟知し、確実に実践します。

【事故予防チェックリスト】

※チェックがつかない項目があれば、指導について改善が必要です。

- 練習前はもちろん、練習中にも自分や友だちの体調についてチェックさせている。
- 活動前には必ず施設や用具等の安全点検をさせている。
- 練習内容は、気温・湿度等の気象条件、部員の体調、体力や技能等に応じたものとなっている。
- 正しいトレーニング方法を理解させている。
- 練習中に、部員同士がぶつかったり、予期せぬ方向からボールが飛んできたりしないよう、練習上のルールや約束事が徹底されている。
- 練習の内容や手順を理解させている。

4 熱中症への対策

練習前及び活動季節や時間帯によっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価（下図）を参考に、活動の可否を判断します。

また、文化部顧問や生徒が熱中症予防策を十分理解して練習に取り組むとともに、最近の気候状況を鑑み、暑くなり始める5月頃より熱中症の可能性を予測し、練習内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について適切に指示します。

【高温や多湿時における大会等への対応】

- ① 県教育委員会、市町組合教育委員会や文化連盟等の関係団体は、主催する大会等が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこととします。
- ② 広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の事前の健康チェック、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、参加者等の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いがある症状がみられた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底することとします。

（図）熱中症予防運動指針（（公財）日本スポーツ協会より抜粋）

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止
31	27	35	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲	▲	▲	嚴重警戒 (激しい運動は中止) WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
▼	▼	▼	
28	24	31	警戒 (積極的に休息) WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲	▲	▲	
▼	▼	▼	注意 (積極的に水分補給) WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
25	21	28	
▲	▲	▲	ほぼ安全 (適宜水分補給) WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
▼	▼	▼	
21	18	24	

【熱中症予防のための指導のポイント】（独立行政法人日本スポーツ振興センターより抜粋）

- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツをさせることは避けましょう。
- ② 屋外での運動やスポーツを行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。
- ③ 屋内外に関わらず、長時間の練習はこまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分・塩分補給も忘れずにしましょう。
- ④ 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意しましょう。
- ⑤ 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら速やかに必要な措置をとりましょう。
- ⑥ 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。

IV 開かれた文化部活動 ～適切な運営のための体制整備～

文化部顧問（部活動指導員）だけに運営・指導を任せるのではなく、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設、文化施設の活用や各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用による、学校と家庭、地域が協働・融合した子どもを育てる環境の整備に努めることも重要です。

1 学校のサポート体制

文化部活動は、学校教育の一環として、顧問（部活動指導員）に任せきりにならないよう、複数顧問体制など学校組織全体での運営や指導の目標・方針の作成が必要です。また、顧問間で意見交換を行い、指導内容や新しい指導方法等、情報共有を図ることも必要です。

<文化部活動の活性化を図る取組>

【文化部顧問や教職員が複数で見守る体制の整備】

- ① 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、教員の他の校務分掌を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体での適切な指導・運営体制の構築を図ることとします。
- ② 校長は、適正な数の文化部を設置し、活動内容の把握に努め、適宜、指導・是正を行うとともに、法令に則り、業務改善及び勤務時間の管理等を行います。

生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができるので、できるだけ部活動にかかわりましょう。文化部顧問（部活動指導員）、担任、養護教諭等が連携を図り、複数の教職員で部活動を見守りましょう。

【各文化部顧問の情報交換】

経験の浅い指導者に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会を活用しましょう。

2 「学校」「家庭」「地域」の連携

「自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会等に積極的に挑戦したい」、「友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしたい」、「部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩みたい」など、生徒の多様なニーズを把握し、①活動内容や実施形態の工夫、②複数校による合同実施、③地域の指導者の活用、④地域の芸術文化関係団体等との交流等を図り、学校・家庭・地域が連携する必要があります。

<文化部活動を支える3本柱>

<p>学 校</p>	<p>① 適切な活動方針及び計画の設定 ・校長は毎年度、活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。 ・文化部顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出します。</p> <p>② 生徒の自主性や、練習の質を高める工夫と実践</p> <p>③ 「ノー部活デー」の設定と休養日の確保</p> <p>生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した計画の作成や、目指す目標を生徒に示しましょう。生徒がバランスのとれた生活がおくれるよう学業・生活面の指導に配慮しましょう。</p>
<p>家 庭</p>	<p>① 運営に対する理解と協力 ② 文化部顧問と保護者のコミュニケーションの場への参加 ③ バランスのとれた食事 ④ 十分な睡眠と休養</p> <p>生徒の生活の基本は家庭です。保護者との意思の疎通を大切に、話し合う場を設けるなど、信頼関係を深めましょう。特に、交通費や合宿費、部費等の負担については、連絡を密にしましょう。</p>
<p>地 域</p>	<p>① 運営に対する理解と協力 ② 外部指導者として協力</p> <p>外部指導者を依頼する時には、学校や部活動の方針や実態を説明し理解を求めましょう。</p>

3 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部の設置

文化部活動を生徒が生涯にわたって豊かな文化芸術活動を実現する資質・能力を育む基盤として持続可能なものとするために、各学校において技能等の向上以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行えるなど多様な対応となるとともに、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置も考えられます。

V 持続可能な文化部活動にむけて ～役割分担と抜本的改革の推進～

本県の生徒が生涯にわたって豊かな文化芸術活動を実現できる資質・能力を育む基盤として、文化部活動を持続可能なものとするため、速やかに、文化部の在り方に関して、関係者が役割分担の下、抜本的な改革に取り組む必要があります。併せて、今後、少子化のさらなる進展を踏まえると、学校の文化部活動については、学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れながら体制を構築する必要があります。

<兵庫県教育委員会>

- 国ガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、県立学校における文化部活動の適正化及び学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組みます。
- 各市町組合教育委員会において、指針に基づき円滑に取り組みができるよう、助言及び指導、研修その他措置を実施します。併せて、取組状況を把握するため、適時に報告を求めるとともに、文化部活動の活動状況調査を実施します。
- 文化部活動に関わる各分野の関係団体に対して、開催される大会等が生徒や文化部活動顧問の過度な負担とならないよう要請します。

<市町組合教育委員会>

- 国ガイドラインに則り、本県の「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定し、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに取り組みます。
- 生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、民間事業者の活用、地域の関係団体との連携など、学校と地域が協働して環境整備を進めます。
- 生徒の健全な成長のための教育、芸術文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、保護者の理解と協力を促します。
- 学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい活動計画及び活動実績の様式の作成等を行います。
- 文化部顧問を対象とする指導に必要な知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営を図るための研修を実施します。
- 学校における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶にむけた取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。
- 生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置します。なお、任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、科学的な指導、安全確保や事故発生後の適切な対応、体罰の禁止、サービスの遵守等に関する研修を実施します。
- 少子化に伴い、単一の学校では文化部を設けることができない活動がある場合は、生徒の文化活動の機会が損なわれないよう、複数校で実施するなど、合同部活動等の取組を推進します。

【参考資料】

- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guide_line/h30_1227/index.html
- 教職員の勤務時間適正化推進プラン
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/GPH50/index.html>
- 勤務時間の適正化に関する県の通知
『教職員の勤務時間の適正化に向けた「ノー部活デー」の取組について』（H25. 3. 27）
『教職員の勤務時間の適正化について』（H28. 2. 22）
- いきいき運動部活動（4訂版）
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/index.html>